

1. 事業の背景・目的

- 厚生労働省は、各国の保健省等との協力関係を強化し、高水準な日本の医療を効果的・効率的に国際展開することで、相手国の医療ニーズに応じた支援を進めている。
- 本事業は、研修を通じて日本の医療制度・医療技術に関する知見や経験を共有し、相手国の公衆衛生および医療水準の向上に貢献するとともに、国際社会における日本の信頼向上と双方にとっての好循環を創出することを目的としている。

2. 事業の概要

- 国立健康危機管理研究機構（JIHS）が主体となり、日本の医療技術・製品・システム等について指導可能な人材の対象国への派遣や、対象国の保健・医療関係者を日本または第三国で受け入れる研修、ならびにオンライン研修を組み合わせ実施する事業である。
- 対象は、日本政府と医療・保健分野で協力関係を有する国や、今後医療ニーズの高まりが見込まれる低・中所得国であり、医療技術の活用、制度・医療環境整備、医療機関運営や人材育成、国際的健康課題への対応に資する案件を支援する。
- 採択された案件に対し、5,000千円（税込）以上12,000千円（税込）以下（対象国がアフリカまたは中南米で旅費を含む場合は上限18,000千円（税込））の範囲で、国立健康危機管理研究機構（JIHS）との委託契約に基づく事業費の支援が行われる。

